

平成30年度第1回気象庁入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成30年9月27日(木)気象庁大会議室(5F)		
委員		委員長	左 近 輝 明(弁護士)	
		委員	浅 野 正一郎(国立情報学研究所名誉教授)	
		委員	杉 本 洋 文(東海大学工学部教授)	
審議対象期間		平成29年10月1日～平成30年3月31日		
契約の現状の説明等		入札・契約手続の運用状況等の報告		
総抽出案件		4件	〈 備 考 〉	
工事	一般競争	2件		
	指名競争			
	随意契約			
建設コンサルタント業務等	一般競争			
	指名競争			
	随意契約			
物品・役務等	一般競争	2件		
	指名競争			
	随意契約			
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり		
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		なし		

意見・質問	回答
1. 入札・契約手続の運用状況等の報告	
意見等なし	
2. 仙台第3合同庁舎電話交換設備更新工事(仙台管区气象台) 【工事、一般競争】	
この価格の調査は、どういう機械で調査したのか。 実勢単価がさらに安くなったという説明だが、本庁で見積をとることは出来る商品か。 本当はもっと安いということも考えられる。次回、同じ業者に今回の落札率でできるのか、追求してほしい。 落札業者のほかに2者も低入札価格の調査対象になる価格で入札しているということは、予定価格の積算について、割引率に問題があったという疑念を感じる。今後、積算するときには、役所間だけで聞くよりも、できれば民間での割引がどうなっているのかも調査して、それを反映していただきたい。	当仕様に適合されるメーカー4社の直系の会社と電気工事会社の2社で比較。徴取した見積もりの内容で確認をしている。 規格品なので本庁でも調達できる。 見積もりベースで積算しているので、査定、割引率が一番肝になると思う。電話交換設備に類する他の国の機関の工事や公表されている落札率は見えていたが、仕様内容によって機械を製作する形なので、メーカーも材料費に格差がある。その材料費に対して労務費、工数もメーカーごとに違う。そこにかかる共通費も違う。非常に金額の格差が大きいものなので、見積もり内容の規格等を確認するが、定価に対しての各メーカーの割引率は、仕様に対応する適正なものであるかという判断が非常に難しい積算だった。 ここまで低い価格で、低入札になるとは想定していなかった
3. 成田航空地方气象台B滑走路目視観測補助装置及び露場監視装置製作及び取付調整 (東京管区气象台)【物品・役務等、一般競争】	
入札内訳書の項建てと、予定価格の工数査定の項目が全く違うが、どういう比較をしているのか。 2つの見積りに違いがあったら、その相違を調べて、近似値になるように調整する等判断をするのではないか。安い方の工数をそのまま採用しているのか。 金額が違うから安い方を選ぶのはわかるが、本来はヒアリングして確認すべき。ソフトが入っている業者と、もう一方はこれに相当するソフトが機種の中に入っているようだが、そういう点は確認した方がいい。 予定価格を立てるときには、参考見積の中身もしっかりチェックしてやる必要がある。	参考見積は2者とっている。それぞれカメラのつくりとか制御の方法が違うので、1個という形で比較した。ただ、これが同じ会社の製品であれば、それぞれカメラはカメラ、制御盤は制御盤とかという形で1個ずつの比較をしていくが、今回については、システム1個という形を考え、低額の価格をもとに予定価格を立てた。 仕様書に合った見積もりを出してもらい、工数ではなく品目を採用し査定している。今回の場合は、システムとしてカメラから制御する部分までを1個の品目として考えた。 先ほどの案件と同じで、参考見積の段階で正直な数字、落札金額に近い見積もりがなかなかとれない。仙台の件と同様な考え。

意見・質問	回答
4. 下地島空港航空統合気象観測システム施設整備に伴う工事(沖縄气象台) 【工事、一般競争】	
参考見積は、何者からとったのか。 工事案件だから設計を入れたのか。 諸経費額は応札した業者ごとに差があるのか。	別途設計外注を行っており、その会社から専門業者に見積を依頼している。測風柱の場合には、過去沖縄管内で製作した実績のある会社、分電盤については製造業者というように、専門の業者から入手した見積書を比較し低額を採用している。 そうです。 共通仮設費、現場管理費、一般管理費、この3つの諸経費の差額は、落札者とはほとんど差額はなかったが、他の応札した3者の内訳とは若干ばらつきがあった。それぞれの会社の事情があるものと思っている。
5. 緊急参集情報等の提供サービス(気象庁本庁) 【物品・役務等、一般競争(総合評価)】	
見積依頼業者はどういう会社か。 業務とネットの関係を切り離すことはできなかったのか。 この結果は欠格になるのはわかっている、1者しか対応できる会社はないのでは。 見積書は、同じ項目で比較しているのか。 工数査定の方法が適正でないように見える。参考見積の内容を十二分に精査し、金額の査定の根拠をしっかり示し、予定価格を作成して欲しい。	通信サービスの3者と設備関係の1者に見積依頼した。そのうち参考見積を提出したのは通信サービスの会社1者と設備系1者。 分離調達をしなかった理由は、特殊な状況下で使うもので、災害発生時に障害が発生して連絡が全くつかなくなるような事態は避けなければいけないし、万が一の事態にも、利用停止期間を極力短くするという理念がある。 そういった障害対応をスムーズに行うためには、分離調達をした際の原因の切り分けが進まないことも考えられ、サービスの提供、端末、起動するアプリケーションを1つのパッケージとして一括で調達とした。 2者の見積には若干ばらつきがある。最終的には、総合評価の技術審査に基づき決定した会社の見積書で、積算している。 工数は、総合評価資料の提出があった会社1者を基に行っている。
6. 審議の結果	
第1、第2事案につきましては、割引率とか実勢価格の確認の方法を検討してほしいという意見がありました。特に第4事案につきましては、そもそも予定価格に問題があるということになりますと、入札自体に問題があるということにもなりかねません。これらの点を参考に、これまで以上に、より適正で公正な入札・契約手続をされるよう、よろしくお願いします。	